

(表面)

特定食品関連事業者減量計画書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
提出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)
	電話 ー

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第26条第2項の規定により提出します。							
名 称 , 屋 号 又 は 商 号							
店 舗 等 の 数							
床 面 積 の 合 計		平方メートル					
業 種							
事業系廃棄物の発生量	種 類	前 年 度 の 実 績			今 年 度 の 見 込 み		
		排出量 ①	うち再生利用の量②	うち再生利用以外の量(①-②)	排出量 ③	うち再生利用の量④	うち再生利用以外の量(③-④)
	ちゅうがい 厨芥類(生ごみ)	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	廃 食 用 油						
	再生利用をすることができる紙又は紙製品	新 聞 紙					
		雑 誌					
		段 ボ ー ル					
		O A 用 紙					
		秘 密 書 類					
		シュレッダー紙					
		上記以外の雑がみ					
	飲 料 器	缶					
		ガ ラ ス び ん					
		ペ ッ ト ボ ト ル					
	プ ラ ス チ ッ ク 類	発泡スチロール					
		そ の 他					
	燃 や す ご み						
	木 竹						
合 計							

(裏面)

事業系廃棄物の減量を組織的に行うための基本方針	環境マネジメントシステムの導入の状況	種類及び適用範囲		
		導入年月日	年	月 日
	基本方針として定めている事項			
発生抑制及び再使用の方策	廃棄物の種類	前年度	今年度	
再生利用の方策	廃棄物の種類	前年度	今年度	
再生品の使用	品目	前年度	今年度	

- 注1 「店舗等」とは、本市の区域内に存する店舗その他の事業の用に供する建築物をいいます。
- 2 「シュレッダー紙」とは、裁断機等の装置により細断した紙をいいます。
- 3 「雑がみ」とは、包装紙、紙箱、ビラ、パンフレットその他の再生利用をすることができる紙又は紙製品のうち、新聞紙及び段ボール以外のものをいいます。
- 4 「燃やすごみ」とは、事業活動に伴って生じる一般廃棄物（紙又は紙製品が一般廃棄物となったもののうち、再生利用をすることができるものを除く。）のうち、再生利用をすることが不可能又は困難であるため本市の一般廃棄物処理施設へ受け入れるものをいいます。
- 5 「環境マネジメントシステム」とは、環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を決定し、当該目標を達成するための取組を推進するための仕組みをいいます。